

吉川市国際友好協会規約

(名 称)

第1条 この会は、吉川市国際友好協会(以下「協会」という。)という。

(目 的)

第2条 協会は、市民を主体とした幅広い分野における国際交流を推進し、異文化の相互理解と友好を深めるとともに親善を図り、人類社会の平和と安定に資することを目的とする。

(事 業)

第3条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国際交流を目的とする事業の計画及び開催
- (2) 国際交流に関する情報の収集及び提供
- (3) 国際交流に関する意識の啓発及び普及
- (4) 国際交流活動への援助及び協力
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(構 成)

第4条 協会は、第2条の目的に賛同する次に掲げる会員で構成する。(国籍は問わない)

- (1) 個人会員
- (2) 学生会員
- (3) 家族会員
- (4) 団体会員(法人格を有しない団体)
- (5) 法人会員(法人格を有する団体)

(会 員)

第5条 会員になろうとするものは、会長に対して入会申込書を提出し、次条に掲げる会費を納入した日から会員の資格を有する。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、会長は退会させることができる。

- (1) 会員が退会を申し出た場合
- (2) 会費を6カ月以上にわたり納入しない場合
- (3) 会の名誉を著しく傷つけ、もしくは社会の公序良俗に反する行為を行った場合等で、理事会の議決を経た場合

3 団体会員及び法人会員は、一口に付一名の、会員の権利を有する。

4 家族会員は、登録家族全員が会員の権利を有するが、総会においては家族の代表者が表決権を有する。

(会 費)

第6条 会員は、次の区分に従い会費を納めるものとする。

- | | | | |
|----------|----|-------|----------|
| (1) 個人会員 | 年額 | | 3,000 円 |
| (2) 学生会員 | 年額 | | 1,000 円 |
| (3) 家族会員 | 年額 | | 5,000 円 |
| (4) 団体会員 | 年額 | 一口につき | 7,000 円 |
| (5) 法人会員 | 年額 | 一口につき | 10,000 円 |

2 退会による会費の返還は行わない。

(役 員)

第7条 協会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名

- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 若干名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 会計 2名
- (6) 監事 2名

- 2 会長、副会長は理事の互選により選出し、理事、事務局長、会計及び監事は会員の中から選出するものとする。ただし、理事が他の役職(事務局長、会計)を兼任することについては、これを妨げない。
- 3 役員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 4 役員が任期中に交替したときは、後任者の任期は前任者の残任期間とする。
- 5 役員は任期満了後でも後任者が就任するまでの間は、その任務を行う。

(任 務)

第8条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協会を代表し、会務を総括する
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、その職務を代行する
- (3) 理事は、事業等の企画、運営にあたる
- (4) 事務局長は、協会の事務をつかさどる
- (5) 会計は、事務局長を補佐し、会計事務を処理する
- (6) 監事は、会計を監査する

(名誉会長)

第9条 協会に名誉会長を置くことができる。

(顧 問)

第10条 協会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の議決を経て会長が委嘱する。

(会 議)

第11条 協会の会議は、総会及び理事会とする。総会の議長は総会の席上で選出し理事会の議長は副会長が務める。

- 2 会長は、会議録へ署名する理事2人を、会議において指名することができる。

(総 会)

第12条 総会は、会員をもって構成し、年一回会長が招集する。ただし、必要に応じて会長が招集して臨時総会を開くことができる。

- 2 総会において、議決、または承認する事項は次のとおりとする。
 - (1) 予算及び決算に関すること
 - (2) 事業計画及び事業報告に関すること
 - (3) 規約の改正に関すること
 - (4) 役員の選任に関すること
 - (5) その他会長が必要と認めた事項
- 3 総会の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理 事 会)

第13条 理事会は、会長、副会長、理事、事務局長及び会計をもって構成し、会長が随時招集する。

- 2 理事会において審議する事項は次のとおりとする。
 - (1) 総会に付議する事項
 - (2) 専門部会の設置に関する事項
 - (3) 会務の執行に関する重要事項
 - (4) 会長が必要と認める事項

3 会長は、審議に際し、必要に応じて理事以外のものの出席を求めることができる。

(専門部会)

第14条 理事会は、協会の事業を推進するため専門部会を設けることができる。

2 専門部会は、協会の事業の具体化のため、各々の所管にもとづき、企画立案及び実施にあたる。

3 専門部会に部会長及び副部会長を置く。

4 部会長は、会長が理事会の承認を得て指名する理事をもってあてる。副部会長は部会員の中から互選により選出する。

(経 費)

第15条 協会の経費は、会費、補助金、寄付金、その他の収入をもってあてる。

(事業年度)

第16条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務所等)

第17条 協会の事務局は、吉川市役所内に置く。

(補 則)

第18条 前各条に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成7年7月1日から施行する。

(特 例)

2 協会の設立当初の役員の任期は、第7条第3項の規定にかかわらず、平成9年3月31日までとする。

3 協会の設立当初の会員、役員、事業計画及び予算は、第5条及び第12条第2項の規定にかかわらず、「吉川町国際友好協会設立準備会」の定めるところによる。

4 協会の設立当初の事業年度は、第16条の規定にかかわらず、平成8年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成8年6月15日から施行する。

この規約は、平成10年10月1日から施行する。

この規約は、平成11年5月30日から施行する。

この規約は、平成14年5月26日から施行する。

この規約は、平成15年5月25日から施行する。